

広島県告示第七百四十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和二年六月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

日立造船健康保険組合 因島総合病院	名 称	尾道市因島土生町二五六一 番地	所 在 地	令和五年六月七日	効力を有する期限	新規	備 考
----------------------	-----	--------------------	-------	----------	----------	----	-----